第九章　資本移動、支払及び資金の移転並びに一時的なセーフガード措置（第九・一条―第九・四条）
第十章　政府調達（第十・一条―第十・十七条）
第十一章　競争政策（第十一・一条―第十一・十条）
第十二章　補助金（第十二・一条―第十二・十条）
第十三章　国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業及び指定独占企業（第十三・一条―第十三・八条）
第十四章　知的財産
第Ａ節　一般規定（第十四・一条―第十四・七条）
第Ｂ節　知的財産に関する基準
第一款　著作権及び関連する権利（第十四・八条―第十四・十九条）
第二款　商標（第十四・二十条―第十四・二十五条）
第三款　地理的表示（第十四・二十六条―第十四・三十四条）
第四款　意匠（第十四・三十五条及び第十四・三十六条）
第五款　商品の登録されていない外観（第十四・三十七条）
第六款　特許（第十四・三十八条―第十四・四十条）
第七款　営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ（第十四・四十一条及び第十四・四十二条）
第八款　植物の新品種（第十四・四十三条）
第九款　不正競争（第十四・四十四条）
第Ｃ節　権利行使
第一款　一般規定（第十四・四十五条及び第十四・四十六条）
第二款　民事上の救済に係る権利行使（第十四・四十七条―第十四・五十五条）
第三款　営業秘密の不正な取得に対する保護に係る権利行使（第十四・五十六条）
第四款　国境措置に係る権利行使（第十四・五十七条）
第五款　刑事上の制裁に係る権利行使（第十四・五十八条）
第六款　デジタル環境における権利行使（第十四・五十九条）
第Ｄ節　協力及び制度上の措置（第十四・六十条―第十四・六十三条）
第十五章　企業統治（第十五・一条―第十五・七条）
第十六章　貿易及び持続可能な開発（第十六・一条―第十六・十八条）
第十七章　透明性（第十七・一条―第十七・九条）
第十八章　規制に関する良い慣行及び規制に関する協力
第Ａ節　規制に関する良い慣行及び規制に関する協力
第一款　一般規定（第十八・一条―第十八・三条）
第二款　規制に関する良い慣行（第十八・四条―第十八・十一条）
第三款　規制に関する協力（第十八・十二条及び第十八・十三条）
第四款　制度に関する規定（第十八・十四条―第十八・十六条）
第Ｂ節　動物の福祉（第十八・十七条）
第Ｃ節　最終規定（第十八・十八条及び第十八・十九条）
第十九章　農業分野における協力（第十九・一条―第十九・八条）
第二十章　中小企業（第二十・一条―第二十・五条）
第二十一章　貿易及び女性の経済的エンパワーメント（第二十一・一条―第二十一・四条）
第二十二章　紛争解決
第Ａ節　目的、適用範囲及び定義（第二十二・一条―第二十二・三条）
第Ｂ節　協議及び仲介（第二十二・四条―第二十二・六条）
第Ｃ節　パネルの手続（第二十二・七条―第二十二・二十四条）
第Ｄ節　一般規定（第二十二・二十五条―第二十二・三十条）
第二十三章　制度に関する規定（第二十三・一条―第二十三・六条）
第二十四章　最終規定（第二十四・一条―第二十四・七条）
附属書（存在する附属書のみを次に掲げる。）
附属書二―Ａ　関税の撤廃及び削減
附属書二―Ｂ　第二・十五条及び第二・十七条に規定する物品の表
附属書二―Ｃ　自動車及び部品
付録二―Ｃ―１　両締約国が適用している国際連合規則
付録二―Ｃ―２　一方の締約国が適用している国際連合規則であって他方の締約国がその適用を検討していないもの
附属書二―Ｄ　焼酎の輸出の促進
附属書二―Ｅ　ぶどう酒産品の輸出の促進
附属書三―Ａ　品目別原産地規則の注釈
附属書三―Ｂ　品目別原産地規則
付録三―Ｂ―１　特定の車両及び車両の部品に関する規定
附属書三―Ｃ　第三・五条に規定する産品
附属書三―Ｄ　第三・五条に規定する情報
附属書三―Ｅ　原産地に関する申告文
附属書六　食品添加物
附属書八―Ａ　金融サービスにおける規制に関する協力
附属書八―Ｂ　第八章に関する表
附属書Ⅰ　現行の措置に関する留保
附属書Ⅱ　将来における措置に関する留保
附属書Ⅲ　設立を目的とした商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び短期の商用訪問者
附属書Ⅳ　契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家
付録Ⅳ　日本国における契約に基づくサービス提供者及び独立の自由職業家の業務活動の制限
附属書八―Ｃ　自然人の商用目的での移動に関する了解
附属書十　政府調達
附属書十四―Ａ　地理的表示に関する両締約国の法令
附属書十四―Ｂ　地理的表示の表
相互承認に関する議定書

前文

日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）（以下「両締約国」と総称する。）は、

共通の原則及び価値観に基づく両締約国間の多年にわたる強固な連携並びに両締約国間の重要な経済、貿易及び投資の関係を意識し、

各締約国の産業界、特に中小企業のニーズ並びに高い水準の環境及び労働に関する保護であって国際的に認められた関連する基準及び両締約国が締結している国際協定を通じたものの必要性に留意しつつ、経済面、社会面及び環境面での持続可能な開発という目的に従って両締約国間の経済、貿易及び投資の関係を強化すること並びに両締約国間の貿易及び投資を促進することの重要性を認識し、